

J R 京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転促進に関する協議会規約

1 名称

この協議会は、J R 京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転促進に関する協議会（以下「協議会」という。）と称する。

2 目的

協議会は、J R 京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転に賛同する J R 京葉線沿線自治体等が連携して、相互直通運転の実現を目的とする。

3 事業

- (1) 相互直通運転に向けた調査・研究
- (2) 相互直通運転に関する鉄道事業者との協議
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事業

4 構成

協議会は、別表 1 に掲げる者をもって組織する。

5 役員

- (1) 協議会の会長は、千葉市都市局都市部長とする。
- (2) 会長の職務代理は、千葉市都市局都市部交通政策課長とする。

6 協議会の運営

- (1) 協議会は、会長が招集し、進行役を務める。
- (2) 職務代理は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 委員は、協議会の同意を得て、委員以外の者を会議に出席させることができる。

7 会議

- (1) 協議会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- (2) 協議会の議事は、出席した委員の3分の2以上で決する。

8 事務局

- (1) 協議会の事務を処理するため、事務局を千葉市都市局都市部交通政策課に置く。
- (2) 事務局は、協議会の事務の総括及び収支決算等を行う。

9 調査費等

調査費等が必要となる場合は、委員全員の同意のうえ費用負担を定めるものとする。

10 会計年度

協議会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

11 その他

- (1) 協議会は、非公開とする。
- (2) この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年3月6日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

1. 委員

都市名等	職名	備考
千葉市	都市局 都市部長	会長
	都市局 都市部 交通政策課長	職務代理
	総合政策局 総合政策部 幕張新都心課長	
浦安市	都市政策部 都市計画課長	
船橋市	道路部 道路計画課長	
習志野市	都市環境部 都市政策課長	
幕張新都心 まちづくり協議会	事務局長	

2. オブザーバー

都市名等	職名	備考
千葉県	総合企画部 交通計画課長	
	企業局 土地管理部 資産管理課長	
市川市	道路交通部 交通計画課長	